

学校給食室・保健室等
空調設備整備事業

入札説明書（修正版）

2021年8月27日

四日市市

— 目 次 —

1. 入札説明書等の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名称.....	2
2.2. 公共施設の管理者の名称.....	2
2.3. 事業の目的.....	2
2.4. 事業の概要.....	2
2.4.1. 施設概要.....	2
2.4.2. 事業期間.....	2
2.4.3. 事業の範囲.....	2
2.4.4. 支払い条件.....	3
2.4.5. 事業期間終了時の措置.....	3
2.4.6. 法令等の遵守.....	3
3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
3.1. 入札参加者の構成等.....	4
3.2. 構成員の制限（共通）.....	4
3.3. 構成員に必要な入札参加資格要件.....	5
3.4. 構成員等に必要な入札参加資格要件.....	7
3.5. 地域貢献への配慮事項.....	7
4. 事業者の募集及び選定に関する事項	8
4.1. 事業者の募集及び選定の手順.....	8
4.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール.....	8
4.1.2. 入札参加申込等.....	8
4.2. 入札参加資格の審査.....	9
4.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求.....	9
4.2.2. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い.....	9
4.2.3. その他.....	10
4.3. 入札書類及び事業提案書等の受付.....	10
4.3.1. 入札書類及び事業者提案書等の提出方法.....	10
4.3.2. 入札価格の確認.....	10
4.3.3. 入札にあたっての留意事項.....	10
4.3.4. 予定価格.....	11
4.3.5. 一括支払金.....	11
4.3.6. 入札の辞退に関する事項.....	12
4.3.7. 入札保証金及び契約保証金.....	12
5. 落札者の決定	13
5.1. 事業者の決定の方法.....	13

5.2. 審査の内容	13
5.3. 審査項目	13
5.4. 落札者の決定	13
5.5. 審査結果及び公表	13
5.5.1. 落札者の公表	13
5.5.2. 落札の無効	13
5.5.3. 審査講評の公表	13
5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置	13
6. 契約及び支払に関する事項	14
6.1. 基本協定の締結	14
6.2. SPC の設立	14
6.3. 事業契約の締結	14
6.4. 事業契約書の内容変更	14
6.5. 事業契約書作成費用	15
6.6. SPC の事業契約上の地位	15
6.7. 提案等内容の履行の確保	15
7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
7.1. リスク分担の基本的な考え方	16
7.2. 予想されるリスクと責任分担	16
8. 事業実施に関する事業	17
8.1. 市による本事業の実施状況の確認	17
8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり	17
9. その他	18
9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
9.2. その他事業の実施に関し必要な事項	18
9.2.1. 議会の議決	18
9.2.2. 情報提供	18
9.2.3. 問合せ先	18

1. 入札説明書等の定義

学校給食室・保健室等空調設備整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、「学校給食室・保健室等空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）に対して令和3年7月6日付け四日市市告示第428号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は、入札説明書と一体のものとする。（以下「入札説明書等」という。）

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

事業契約書（案）

基本的な考え方は実施方針（2021年5月7日公表）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問を踏まえて、入札説明書等を作成しているため、入札参加者は上記のことに留意し、入札等に必要な書類を作成し、提出すること。

なお、入札説明書等と、実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先されるものとする。入札説明書等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名称

学校給食室・保健室等空調設備整備事業

2.2. 公共施設の管理者の名称

四日市市長 森 智広

2.3. 事業の目的

本事業は、四日市市（以下「市」という。）内の市立小中学校における教育環境向上の一環として、学校内の給食室・保健室等へ空調設備^{注)}を導入するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

注) 本事業において空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。

2.4. 事業の概要

2.4.1. 施設概要

(1) 対象室数

小中学校 55 校 724 室

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う BTO 方式とする。

2.4.2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2036 年 3 月 31 日までとする。

事業契約締結：2022 年 3 月

設計・施工期間：事業契約締結日 ～ 2023 年 3 月 31 日（約 12 ヶ月間）

維持管理期間：2023 年 4 月 1 日 ～ 2036 年 3 月 31 日（13 年間）

2.4.3. 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 設計業務

ア 空調設備の設計業務

イ 給食室の屋根断熱改修に係る設計業務

ウ その他、付随する業務

(2) 施工業務

- ア 空調設備の施工業務
- イ 給食室の屋根断熱改修に係る施工業務
- ウ その他、付随する業務

(3) 工事監理業務

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ 給食室の屋根断熱改修に係る工事監理業務
- ウ その他、付随する業務

(4) 維持管理業務

- ア 新設対象部分の維持管理業務
- イ 更新対象部分の維持管理業務
- ウ 保守対象部分の維持管理業務
- エ その他、付随する業務

(5) 空調設備の移設等業務

- ア 本事業において整備した空調設備の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設業務

2.4.4. 支払い条件

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・所有権移転等に係る対価（以下「整備業務に係る対価」といい、事業者が、設計・施工・工事監理・所有権移転等の実施にあたり、金融機関等からの借り入れ等を行う場合は、その金利分もこの整備業務に係る対価に含む。）については、維持管理期間中に事業者に対し、事業契約書において定める額を割賦により支払う。なお、整備業務に係る対価の一部については、事業契約書において定める額を所有権移転後に事業者に一括して支払うことを予定している。
- イ 市は、事業者が実施する維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める額を、維持管理期間中に年2回に平準化して事業者を支払う。

2.4.5. 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

2.4.6. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ア 設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業及び維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの業務を行う企業（以下「その他業務を行う企業」という。）が構成員となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 構成員は以下の定義により分類される。
 - (ア) 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - (イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - (ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- エ 構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また構成員と資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに四日市市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。
- カ 構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。

3.2. 構成員の制限（共通）

すべての構成員は、入札参加資格審査書類の提出日において、平成 30 年度～令和 3 年度四日市市入札参加資格者名簿（「建設工事、測量・建設コンサルタント等」、「物品・業務委託」に係る名簿。以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されており、かつ、次のアからカのいずれにも該当しない者とする。

なお、入札参加資格者名簿に登録されていない企業（次の「3.3. 構成員に必要な入札参加資格要件」で登録が必要とされている業種に関し名簿登録がされていない場合も含む）は、入札参加資格者名簿に関する各共同受付窓口へ登録手続き（詳細については、「四日市市入札情報」のホームページを参照すること。）を行い、登録を完了させること。なお、下記の審査期限に留意して、

登録手続きを行うこと。

- ・「建設工事、測量・建設コンサルタント等」（9月1日登録）

審査期限：共同受付窓口で2021年7月30日までに審査が完了すること

- ・「物品・業務委託」（随時登録）

審査期限：入札参加資格審査書類の提出日の前日までに共同受付窓口で審査を完了すること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 市から入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 四日市市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に規定する暴力団員、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者

オ 最近2年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 本事業に係る導入可能性調査業務及びコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業の導入可能性調査業務及びコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 日建設計総合研究所 名古屋オフィス

愛知県名古屋市中区栄町四丁目15番32号

- ・弁護士法人 関西特許法律事務所 東京都中央区京橋1丁目6-1 2 NS京橋ビル 9階

- ・株式会社 桂設計 東京都新宿区榎町43-1 ユニゾ神楽坂ビル4階

3.3. 構成員に必要な入札参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ次の要件を構成員の少なくとも1社がすべてを満たすものとする。（他の者は、少なくとも「3.2.構成員の制限（共通）」を満たす必要があることに留意すること。）

(1) 「設計業務」を行う者の要件

ア 入札参加資格審査書類の提出日において、平成30年度～令和3年度四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「工事名簿」という。）の「建築関係コンサルタント」に登録されていること。

イ 設計業務を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。

ウ 平成21年度以降に元請けとして完了した、市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共施設において室内機15台以上の空調設備を含む設計業務の履行実績を有していること。なお、当該実績には、PFI事業等でSPCから直接受注したのもも認める。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

ア 提案する工事が電気工事又は管工事のいずれかを実施する場合には、実施する工事内容に合わせて、入札参加資格審査書類の提出日において、以下の「電気」又は「管」のいずれかについて、①から③の要件をすべて満たしていること。なお、提案する工事が電気工事及び管工事のいずれも実施する場合には、入札参加資格審査書類の提出日において、以下の「電気」及び「管」の両方について、①から③の要件をすべて満たしていること。

(ア) 「電気」

- ① 工事名簿の「電気工事」に登録されており、当該「電気工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有する者。
- ② 市内業者（市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者。ただし、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合については、建設業法上の主たる営業所の所在地が市内である者。以下同じ。）については、工事名簿において「電気工事」の総合点が700点以上であること。
なお、市内業者以外の者については、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の結果（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までのもの）において「電気工事」の総合評定値が700点以上であること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 「管」

- ① 工事名簿の「管工事」に登録されており、当該「管工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有する者。
- ② 市内業者については、工事名簿に係る「管工事」の総合点が700点以上であること。
なお、市内業者以外の者については、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の結果（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までのもの）において「管工事」の総合評定値が700点以上であること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成21年度以降に元請として完成した、学校、事務所等の空調設備の施工実績を有していること。なお、当該実績には、PFI事業等でSPCから直接受注したのもも認める。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

ア 入札参加資格審査書類の提出日において、工事名簿の「建築関係コンサルタント」に登録されていること。

イ 工事監理業務を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。

ウ 平成21年度以降に元請けとして完了した、市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延べ面積1,000㎡以上の公共施設において室内機15台以上の空調設備を含む設計業務の元請として履行実績を有していること。なお、当該実績には、PFI事業等でSPCから直接受注したのもも認める。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

- ア 維持管理業務を行う企業は維持管理を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、提案書提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があり、選択した熱源方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。
- イ 平成 21 年度以降に元請けとして完了した、学校、事務所等の空調設備に係る維持管理業務の元請として履行実績を有していること。なお、当該実績には、PFI 事業等で SPC から直接受注したのもも認める。

3.4. 構成員等に必要入札参加資格要件

「施工業務」のうち、給食室の屋根断熱改修を行う者の要件

- ア 入札参加資格審査書類の提出日において、「建築」において①から③の要件をすべて満たしていること。
 - ① 工事名簿の「建築一式」に登録されており、当該「建築一式工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有する者。
 - ② 市内業者（市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者。ただし、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合については、建設業法上の主たる営業所の所在地が市内である者。以下同じ。）については、工事名簿において「建築一式」のランクが A ランクであること。
なお、市内業者以外の者については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）において「建築一式」の完成工事高が 200,000,000 円以上かつ総合評定値が 700 点以上であること。
 - ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

3.5. 地域貢献への配慮事項

入札参加者は、構成企業又は協力企業として、各業務（設計・施工・工事監理・維持管理）に市内業者を少なくとも 1 社以上とし、かつ、構成企業は市内業者を 2 社以上とすること。また、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内の業者を登用すること。

4. 事業者の募集及び選定に関する事項

4.1. 事業者の募集及び選定の手順

4.1.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

表 4-1 事業者の募集・選定スケジュール

2021 年	7 月 6 日	入札公告及び入札説明書等の公表
	7 月 6 日	入札説明書等に関する質問受付開始
	7 月 21 日～8 月 4 日	第 2 回現地見学会
	8 月 6 日	入札説明書等に関する質問受付締切
	8 月 27 日	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	9 月 10 日	入札参加資格審査書類の受付締切
	9 月 17 日	入札参加資格審査結果の通知
	10 月 18 日	入札及び提案書の受付締切
	12 月上旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	12 月中旬	落札者の決定及び公表
	12 月下旬	基本協定締結
2022 年	1 月下旬	事業仮契約締結
	3 月下旬	事業契約締結

4.1.2. 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札説明書等の配布

入札説明書等は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

イ 参考書類の貸与

市は、入札参加者に対し、提案書作成に関する参考書類を DVD-R 等により直接希望者に貸与する。

なお、具体的な参考書類の内容及び貸与方法等については、別紙 3 を参照すること。

(2) 現地見学会の開催

市は、入札参加者に対して第 2 回現地見学会を開催する。現地見学会に関する詳細な内容については、別紙 2 を参照すること。

(3) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関して、質問の受付及び回答は次のとおりとする。

ア 受付期間：2021 年 7 月 6 日（火）から 2021 年 8 月 6 日（金）17 時 15 分まで

イ 受付方法：「入札説明書等に関する質問書（様式 2-1）」に質問事項を入力し、ファイル名を質問者の商号又は名称に変更のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「入札説明書等に関する質問書」と記載すること。

ウ 提出先：「9.2.3. 問合せ先」を参照すること。

エ 電子メールで質問を提出後、「9.2.3. 問合せ先」まで直接連絡にて、受信完了の確認を必ず行うこと。なお、電話連絡の受付時間は月曜日～金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分とし、四日市市の休日を定める条例（平成元年条例第 7 号）に規定する日（以下「休日」という。）

を除く日とする。

オ 回答：質問に関する回答は、2021年8月27日（金）までに市のホームページに掲載し、公表する。なお、質問に対する回答は、入札説明書等の追加又は修正事項とする。

(4) 入札参加申込

入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請に関する提出書類（様式3-1から3-14まで）

イ 入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒（返信先を記載し529円分の切手を貼った長形3号封筒）

(5) 入札参加申込の期間、場所及び方法

ア 申込期間：2021年8月30日（月）から2021年9月10日（金）まで

休日を除く8時30分～17時15分（ただし、12時～13時は除く）

イ 申込場所：「9.2.3. 問合せ先」を参照すること。

ウ 申込方法：入札参加申込に係る入札参加資格確認申請書類は、申込場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

4.2. 入札参加資格の審査

市は、入札参加者の入札参加資格の審査を行い、その結果を、入札参加資格確認申請書類を提出した者に2021年9月17日（金）までに確認通知書を発送する。

4.2.1. 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

参加希望者のうち入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

(1) 提出日時

2021年9月24日（金）17時15分まで（休日は除く）

(2) 提出場所

「9.2.3. 問合せ先」を参照すること。

(3) 提出方法

説明要求として「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式3-15）」に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(4) 回答

2021年10月1日（金）までに書面による回答を予定している。

4.2.2. 入札参加資格の確認通知以後の取扱い

入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、入札参加資格を有するとの通知を受けた入札参加者の構成員が、入札参加資格確認申請書類の提出日から落札者の決定までの間に、「3.2. 構成員の制限（共通）」及び「3.3. 構成員に必要な入札参加資格要件」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合（以下「指名停止等を受けた場合」という。）には、次のとおりとする。

-
- ア 構成員のうち、代表企業が指名停止等を受けた場合には、失格とする。
 - イ 構成員のうち、代表企業以外の者が指名停止等を受けた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、入札参加者は市より構成員の変更を認められた場合、「構成員の変更申請書兼誓約書（様式3-16）」に必要な事項を記入し、「9.2.3. 問合せ先」へ持参すること。

4.2.3. その他

- ア 入札参加資格確認申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- イ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で入札参加者に無断で使用しない。
- ウ 市は、提出された入札参加資格確認申請書類は返却しない。

4.3. 入札書類及び事業提案書等の受付

入札参加者は、入札書類及び事業提案書等を次のとおり市に同時に提出すること。入札書類及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書類及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

4.3.1. 入札書類及び事業者提案書等の提出方法

- ア 提出期限：2021年9月21日（火）から2021年10月18日（月）12:00まで
休日を除く8時30分～17時15分（ただし、12時～13時は除く）
- イ 提出場所：「9.2.3. 問合せ先」を参照すること。
- ウ 提出方法：様式集に定める部数を用意し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、提出に当たっては確認通知書（原本）を提示すること。

4.3.2. 入札価格の確認

入札価格の確認を10月下旬に行い、入札価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。また、その結果について、確認通知書を発送する。

4.3.3. 入札にあたっての留意事項

- ア 一般的留意事項
 - ・ 入札価格に関する提出書類（様式5-1～5-4）は、封筒に入れ密封すること。
 - ・ 入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式5-5）を併せて持参すること。
 - ・ 入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。
 - ・ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第54号)」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札参加者が他の入札参加者の代理をした入札
- ・ 談合が行われた入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 様式5-1から5-4までの書類が同封されていない入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 郵便、信書便、電子メール等による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

4.3.4. 予定価格

(1) 予定価格

予定価格は以下のとおりとする。算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。

2,944,191,000円（消費税及び地方消費税を含む）

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額を除き、かつ消費税及び地方消費税を10%とした額である。

(2) 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式5-2）の「入札金額」を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

事業提案書等の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、2021年9月17日（金）の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準日の東京時間午後3時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート 27143 頁に公表される6ヶ月 TIBOR ベース 10年物（円/円）スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。

4.3.5. 一括支払金

市は、事業者が実施する設計業務、施工業務、工事監理業務への対価として、下式より算定される一括支払金を一括支払分として、事業者を支払う。（契約金額の内訳等の詳細については、事業契約書（案）「別紙8」を参照すること。）

2022年度一括支払金＝（事業者が提案する設計業務、施工業務、工事監理業務の対価
－交付金予定額）×75%＋交付金予定額

2023年度一括支払金＝（事業者が提案する設計業務、施工業務、工事監理業務の対価

※1：2022年度一括支払金においては、高花平小学校以外の学校を対象に算定を行うものとし、2023年度一括支払金においては、高花平小学校のみを対象に算定を行うこと。

※2：設計業務、施工業務、工事監理業務の対価とは、「入札金額内訳書（学校別・費目別内訳書）（様式5-3）」の合計（税込み）の金額。

※3：提案に際しての交付金予定額は、322,123,000円とすること。ただし、実際に事業者を支払う一括支払金は、交付金予定額等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。なお、上記交付金予定額には高花平小学校を含んでいない。

4.3.6. 入札の辞退に関する事項

確認通知書の通知後、入札参加者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式4-5）」を事業提案書等の提出期限までに必ず提出すること。

(1) 提出場所

「9.2.3. 問合せ先」を参照すること。

(2) 提出方法

提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

4.3.7. 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

契約保証金は、事業契約書（案）の規定のとおりとする。

5. 落札者の決定

5.1. 事業者の決定の方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとし、市が設置した学校給食室・保健室等空調設備整備PFI事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

5.2. 審査の内容

委員会において、「落札者決定基準」で設定した審査項目に基づき、事業提案書の提案内容の「基礎審査」を行い、「加点審査」による評価と「落札者決定基準」に基づくライフサイクルコストの総額による「価格点の算出」を行い、両者の得点を足し合わせた「総合評価点」が最も高い提案をした入札参加者を最優秀提案者（落札者候補）として選定し、次点の者を優秀提案者として選定する。また、審査の過程において入札参加者によるプレゼンテーション、委員会による入札参加者へのヒアリング等を実施する。

入札参加者へのヒアリング等は、2021年12月上旬を予定するが、日時、場所等の詳細については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う。

5.3. 審査項目

審査項目は、「落札者決定基準」を参照すること。

5.4. 落札者の決定

市は、委員会による最優秀提案者（落札者候補）の選定を踏まえ、落札者を決定する。落札者の決定までに最優秀提案者が辞退等をして落札者とならない場合には、優秀提案者を落札者候補者とする。

5.5. 審査結果及び公表

5.5.1. 落札者の公表

市は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の審査結果を書面にて2021年12月中旬までに郵送にて通知するとともに、審査の結果は市のホームページ等に掲載し、公表する。

5.5.2. 落札の無効

提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

5.5.3. 審査講評の公表

市は、落札者決定後に、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を市のホームページ等に掲載し、公表する。

5.5.4. 落札者を決定しない場合の措置

本入札において、落札者を決定しないこととなった場合は、その旨を速やかに市のホームページ等に掲載し、公表する。

6. 契約及び支払に関する事項

6.1. 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

落札した入札参加者の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しない。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を市が承認した場合に限り、市は基本協定を締結することがある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結できない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

6.2. SPC の設立

落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の代表企業及び構成企業が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

代表企業及び構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

6.3. 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の代表企業及び構成企業が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

落札した入札参加者の構成員が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には仮契約を締結しない。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合で、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を市が承認した場合に限り、市は仮契約を締結することがある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

6.4. 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文

の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

6.5. 事業契約書作成費用

SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

6.6. SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6.7. 提案等内容の履行の確保

事業者が提案時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、事業者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など加点評価された項目が達成されなかった場合の取扱いは事業契約書で定めるとおりとする。

7. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

7.1. リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

7.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書及び入札説明書等を踏まえて事業者が作成した事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

8. 事業実施に関する事業

8.1. 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に実行し、要求水準書に規定された要求水準を満足しているか確認を行う。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とし、その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、維持管理業務に関する対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、「事業契約書（案）」を参照すること。

8.2. 事業期間中の選定事業者と市の関わり

ア 本事業は、事業者の責において遂行し、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行うものとする。

イ 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

9. その他

9.1. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9.2. その他事業の実施に関し必要な事項

9.2.1. 議会の議決

事業契約の締結に関する議案は、令和4年2月定例会月議会に上程し、議決を得る予定である。

9.2.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

四日市市教育委員会事務局教育施設課ホームページ

: <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1619136548120/index.html>

9.2.3. 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

四日市市教育委員会事務局 教育施設課

担当 : 小林・吉田

電話 : 059-354-8243

FAX : 059-354-8308

E-mail : kyouikushisetsu@city.yokkaichi.mie.jp